

Global Tax Update

ベトナム

デロイトトーマツ税理士法人

2017年9月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

Decree 草案 - 社会保険法の下、在ベトナム外国人労働者の強制社会保険加入を義務化

在ベトナム外国人労働者の強制社会保険への加入義務化に係る制度案

ベトナム政府は、社会保険法(Law on Social Insurance)の下、ベトナムで就労する外国人の強制社会保険への加入の義務化についての詳細を記載した Decree を作成している。現在政府は関係当局から意見および提言を聴取している段階にあるが、当該 Decree は数カ月中に公表され、2018年1月1日から施行される見込みである。

本ニュースレターにおいて Deloitte Vietnam は、在ベトナム外国人労働者への強制社会保険制度適用に関する Decree 草案の主な内容を概説する。

(1) 適用対象者

Decree 草案によると、ベトナムの雇用主との間に締結された正式な労働契約の下でベトナムに就労する外国人は、限定的なもしくはある季節に限った一時的な期間における契約、または、1カ月以上に渡る特定の業務に係る労働契約である場合を含め、ベトナムの権限ある当局から発給される労働許可証、実務証明書(Practicing Certificate)または実務許可証(Practicing License)の交付を受けた時点で強制社会保険の加入対象となる。

(2) 強制社会保険制度

当該 Decree 草案には、以下を含むベトナム人労働者に適用される内容と同様の強制社会保険制度が外国人にも適用される旨が提案されている。

- 疾病に係る制度
- 出産に係る制度
- 労働災害／職業病に係る制度
- 退職に係る制度
- 死亡給付に係る制度

上記手当の条件、期間および給付水準は、社会保険法および労働安全衛生法(Law on Occupational Safety and Hygiene)の規定に基づく。

注目すべき点の一つは、社会保険の一時給付制度である。これにより外国人労働者は、労働契約が終了した場合、または労働許可証、実務証明書もしくは実務許可証が更新されずに失効し、強制社会保険の加入対象外となった場合に社会保険の一時給付を申請することができる。

(3) 社会保険料率

労働者および雇用主は、以下のとおり社会保険基金への保険料納付義務を負う。

	従業員	雇用主
保険料率	月額給与および賃金の 8%を退職および死亡給付基金に納付	外国人労働者の月額給与および賃金に対する社会保険料率 <ul style="list-style-type: none"> ■ 3%を疾病および出産基金に納付 ■ 0.5%を労働災害および職業病基金に納付 ■ 14%を退職および死亡給付基金に納付
納付方法	毎月	
社会保険料の納付対象外	14 日以上にわたり就労を行っておらず、収入を得ていない労働者	

月額給与および賃金が基本給与の 20 倍を超過する場合、社会保険料の算出上は基本給与の 20 倍を上限として当月の所得とみなす(2017 年 7 月 1 日以降は月額 2,600 万ベトナムドン)。

(4) 社会保険に係る手続および手順

社会保険制度への加入、脱退および給付に係る手続は、基本的に社会保険法および労働安全衛生法の規定に基づく。手続上、重要な点は以下のとおり。

社会保険の一時給付申請に係る手続

■ 申請書類

- 社会保険手帳
- 社会保険一時給付申請用紙

■ 社会保険一時給付の期限

- 労働者は、更新を経ずして労働契約または労働許可証が失効した日(いずれか早い方の日付)から 30 日以内に社会保険当局(Social Insurance Authorities)に申請書類を提出し、社会保険の一時給付を申請する
- 社会保険当局は、当該書類一式を受領後 5 営業日以内に当該外国人に社会保険料を一時給付する義務を負う

(5) 施行日

現在政府は、Decree の施行日について原則として 2018 年 1 月 1 日からの施行を提案している。

なお、退職年金および社会保険手当を月次で受領し、現在ではベトナムに居住していない外国人に関しては、退職、死亡給付および社会保険制度を 2020 年 1 月 1 日からの施行にする案もあわせて提案されている。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

Deloitte Vietnam

ハノイ事務所

マネジャー 城戸 澄仁 skido@deloitte.com

ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 qtakaishi@deloitte.com

マネジャー 隠土 華子 hondo@deloitte.com

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001